

2020 年度第 2 提言要旨

今年の「森林・林業白書」は、SDGs を特集し、そこにおいて「短伐期皆伐方式」を「持続可能な森林経営」と位置づけている。「短伐期皆伐方式」は決して「持続可能」とはいえないことは、既に 2014 年度提言「森林資源の『若返り』について」（当会 HP に掲載）で詳しく述べ、批判したところである。

さらに、2011 年の林政審議会に提出され、2013 年公表の「森林・林業白書」の 87 頁に掲載された「将来（50 年後、100 年後）における齢級構成（イメージ）」の図を丁寧に読み解いていくと、林野庁は、日本の人工林について今後 100 年間をかけて、伐期 50 年の「法正林」へ導く方針を示したものと理解できる。

林野庁は 10 年前から「法正林思想」に立ち返っているのではないか。それは果たして正しいことなのだろうか。

ドイツを中心に「法正林思想」について跡づけつつ整理するとともに、日本の場合も歴史的に整理することとする。

第 1 章 「法正林思想」について

第 1 節では、まず「法正林」という概念を説明するとともに、この考え方がドイツにおいて 18 世紀後半から形成され、1820 年代に確立されたとした。

第 2 節では、19 世紀ドイツにあって、産業革命に伴う木材需要の増加を背景に、「法正林思想」の下、針葉樹一斉人工造林がめざましく普及した実態を述べた。

第 3 節では、針葉樹人工造林地が広範囲に成立してきたことを背景として、それらを収益主義的立場から取り扱おうとする方法（ユードイヒ「林分経済法」）が登場し、ドイツ国有林のみならず、明治期の日本国有林にも導入されたとした。

第 4 節では、「法正林思想」に導かれて広汎に成立した針葉樹一斉人工造林地が、19 世紀後半から 20 世紀前半にかけて各種の問題が頻発し、「自然からの厳しい反撃に遭った」とした。

第 2 章 「恒続林思想」について

第 1 節では、針葉樹一斉造林の問題性が明らかになる中、ドイツにおいて自然科学に基礎を置く造林学が 1860 年頃から勃興し、「法正林思想」を批判したとした。

第 2 節では、このような造林学の勃興を受け、1920 年前後に「恒続林思想」が登場したとした。同思想は、森林を一個の生命体（有機体）と認識して、こ

れまでの「法正林思想」に基づく森林の認識と取り扱いを全面否定し、真逆の考え方を提示したとした。

第3節では、「恒続林思想」が当時は考え方としては注目されたが、実際の現場では普及しなかったとした。

第3章 第2次大戦後の動向

第1節では、戦後20年間ほど実施されたマンテルの「組合せ法」を紹介した。

第2節では、1950年代になってディートリッヒにより唱道された「多目的林業論」「多機能林業論」を紹介し、この考えの根拠に林業における営利追求否定があるとした。

第3節では、1980年代からドイツをはじめとするヨーロッパ諸国で普及が始まった「近自然林業」について、その登場の背景を明らかにし、さらに、その具体的内容についても紹介した。

第4章 日本の場合―「法正林思想」と「林業における予定調和論」―

第1節では、日本における林政思想の系譜として、2つの流れがあるとした。「法正林思想」と「林業における予定調和論」である。前者は明治期に日本にドイツから輸入されたもので、「法正林思想」に基づいたものであった。後者は、既に江戸時代に起源を持つ考え方で、林業生産と公益性は共存するという考え方である。

第2節では、明治期以降、森林法などは、予定調和論に基づいて作られ、それは戦後の1951年森林法にも受け継がれたとした。

第3節では、高度経済成長期を扱い、国有林経営にあたって、「法正林思想」が排除されたことを明らかにした。

第4節では、1964年「林業基本法」、2001年「森林・林業基本法」においても、結果的に「予定調和論」が貫徹されていたことを明らかにした。

第5節では、「森林・林業基本法」下の林政について、川下大型木材産業育成が主課題だったとし、その育成が大きな成果を挙げたため、安い国産材の大量供給が必要となり、そのために「短伐期皆伐方式」を新たに導入したとした。

第6節では、日本林政がこの10年間で「法正林思想」に逆戻りしていることの時代錯誤を指摘するとともに、実際に「法正林思想」に基づいたこれまでの日本国有林の失敗、民有林における大規模化の失敗などを述べた。